

<一般委託>

消防総合訓練センター機械警備業務委託(長期継続契約)仕様書

消防総合訓練センター機械警備業務委託(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、消防総合訓練センターの機械警備を行うものである。
2	履行期間	令和5年3月1日～令和10年2月29日
3	施行場所	横須賀市長瀬3-4-1 消防総合訓練センター
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	警備業法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)警備業法
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、各月の支払額に1円未満の端数が生じたときは、当該年度最終月に精算するものとする。
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員連絡先	消防局総務課総務係 TEL 046-821-6455

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none">この業務を実行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
----------------------------------	---

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額（税込）

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和4年度	円	令和5年3月1日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和5年3月31日まで

2 初年度業務別内訳書（税抜）

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
機械警備業務	月	1		
合計金額				

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。

次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額（税抜）

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和 5 年度	円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
令和 6 年度	円	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
令和 7 年度	円	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
令和 8 年度	円	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
令和 9 年度	円	令和9年4月1日から 令和10年2月29日まで

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

(契約期間)

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

(委託代金額)

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

(次年度以降の手続き)

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

(契約の解除)

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - (1) 当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - (2) 当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - (3) 契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

(その他)

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

消防総合訓練センター機械警備業務委託契約条項

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、乙が受託する消防総合訓練センター機械警備業務委託について、本契約条項に従い、これを履行しなければならない。

(警備対象物件)

第2条 乙が警備する物件は、下記施設とする。

横須賀市長瀬3－4－1 消防総合訓練センター

- 2 甲は、警備対象物件の改築または更新をしようとするときは、事前に乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、乙が業務実施上、警備対象物件に改善を要する箇所があると認め、甲が承認した時は当該箇所を遅延なく改善しなければならない。

(警備期間)

第3条 警備期間は、令和5年3月1日から令和10年2月29日とする。

(機器等)

第4条 乙は、業務を実施するにあたって、本契約を履行するにあたり必要と認められる機器とこれに付随する一切の設備（以下「機器等」という。）を乙の責任において設置する。

- 2 機器等の基本構成は別紙「機器等設備仕様一覧」とし、機器等の異常及び破壊及び配線の切断等の異常監視する機能を有しなければならない。
- 3 乙は、第3条に定める警備機関の開始までに機器等の設置をしなければならない。
- 4 機器等は、乙の所有に属する。
- 5 機器等の設置その他の費用（契約満期時の機器等の撤去費用を含む）は、乙が負担する。
- 6 乙は、機器等について正常な機能を維持するために、適宜点検をしなければならない。
- 7 甲は、第2条第2項により機器等の移動または変更が必要になった時には、この費用を負担しなければならない。
- 8 甲は、甲乙協議により新たに機器等の付加が必要と認められたときには、この費用を負担しなければならない。
- 9 甲は、機器等の補修または交換を必要とする場合で、その原因が甲の責に帰すべき事項によるときは、この費用を負担しなければならない。

10 乙は、甲立会いのもと機器等の動作確認を年1回実施するものとする。

(警備機器の作動及び解除)

第5条 甲は、警備機器を作動、解除するときは、乙に通知する。

- 2 前項の規定により、甲が警備機器を解除させた時から作動させる時までは警備対象外とする。
- 3 甲乙いずれも正規の操作を行なったにもかかわらず、警備機器の操作または解除ができないときは、直ちにお互いに通知しなければならない。

(警備図面)

第6条 乙は、甲が入札時に示した仕様を満たす機器等の種類、数量及び設置場所について、施工図を作成の上、甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、機器等の変更があったときにも準用する。

(鍵の貸与)

第7条 甲は、必要な出入口の鍵を乙に貸与する。

- 2 乙は、警備機器の解除に必要な鍵等を甲に貸与する。
- 3 甲及び乙は、それぞれ貸与された鍵等を、責任をもって保管しなければならない。

(停電等の連絡)

第8条 甲は、停電、電話回線の不通、警察からの通知など乙の業務に関係あると認められる事項については、その都度遅滞なく乙に通知しなければならない。

(緊急措置)

第9条 乙は、異常情報を受信したときは、直ちに要員を急行させ異常情報の内容を確認するとともに、事態の拡大防止のため必要な措置を講じなければならない。

また、必要と認めたときは、警察署等関係機関に通報し、緊急出動を要請しなければならない。

- 2 乙は、前項の後段に規定する措置を講じたときは、遅滞なく第10条第1項に規定する緊急連絡先の優先順位に従って甲に連絡する。
- 3 甲は、前項の連絡を受けたときは、甲の責任において異常の有無その他必要な事項を確認する。

(緊急連絡先)

第10条 甲は、優先順位をつけた緊急連絡者を乙に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項で規定した緊急連絡者の変更があったときは、直ちに連絡しなければ

ならない。

(業務報告)

第 11 条 乙は、該当月の業務が完了したときは、該当月の業務報告を甲に提出しなければならない。

2 乙は、第 9 条第 1 項の後段に規定する措置を講じたときは、状況を記載した報告書及び映像記録をその都度甲に提出しなければならない。

(業務の調査)

第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、業務の実施中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害は、甲に対してその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙が業務の実施に伴い通常避けることが出来ない理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

3 乙は、前項の規定による損害について、乙の責に帰すべき事由により生じたものは、その損害額を甲に支払わなければならない。

4 第 1 項及び前項の規定による乙の損害賠償額は、1 事故につき対人対物をあわせて 10 億円を限度とする。

5 甲は、第 1 項及び第 3 項の規定による事故の損害が発生したときは、その事故を知った日から 14 日以内に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

6 甲及び乙は、第 2 項に規定するほか、業務の遂行上、第三者との間に紛争を生じた場合には、協力してその処理解決にあたることとする。

(乙の免責)

第 14 条 乙は、次の各号に該当する甲の損害については、賠償の責を負わない。

(1) 天災その他不可抗力により生じた場合。

(2) 機器等が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で通信回路の不良により送信が行われない状態にあったため生じた場合。

(3) 甲の責に帰すべき事由により、機器等が正常に作動しなかったため生じた場合。

(解除に伴う措置)

第 15 条 乙は、契約が解除されたときは、機器等を遅滞なく撤去しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定にもかかわらず正当な理由なく一定の期間機器等を撤去しないときは、乙に変わってこれを撤去できる。
- 3 甲は、横須賀市業務委託契約約款（以下「約款」という。）第41条により契約が解除されたときは、前2項の撤去費用を負担しなければならない。
- 4 乙は、約款第39条により契約が解除されたときは、第1項又は第2項の撤去費用を負担しなければならない。
- 5 第1項に規定する乙の講じるべき期間、方法等については、契約の解除が約款第39条による場合のときは甲が定め、約款第41条による場合の時は甲乙協議して定める。

（個人情報の保護）

第16条 乙は業務の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（補則）

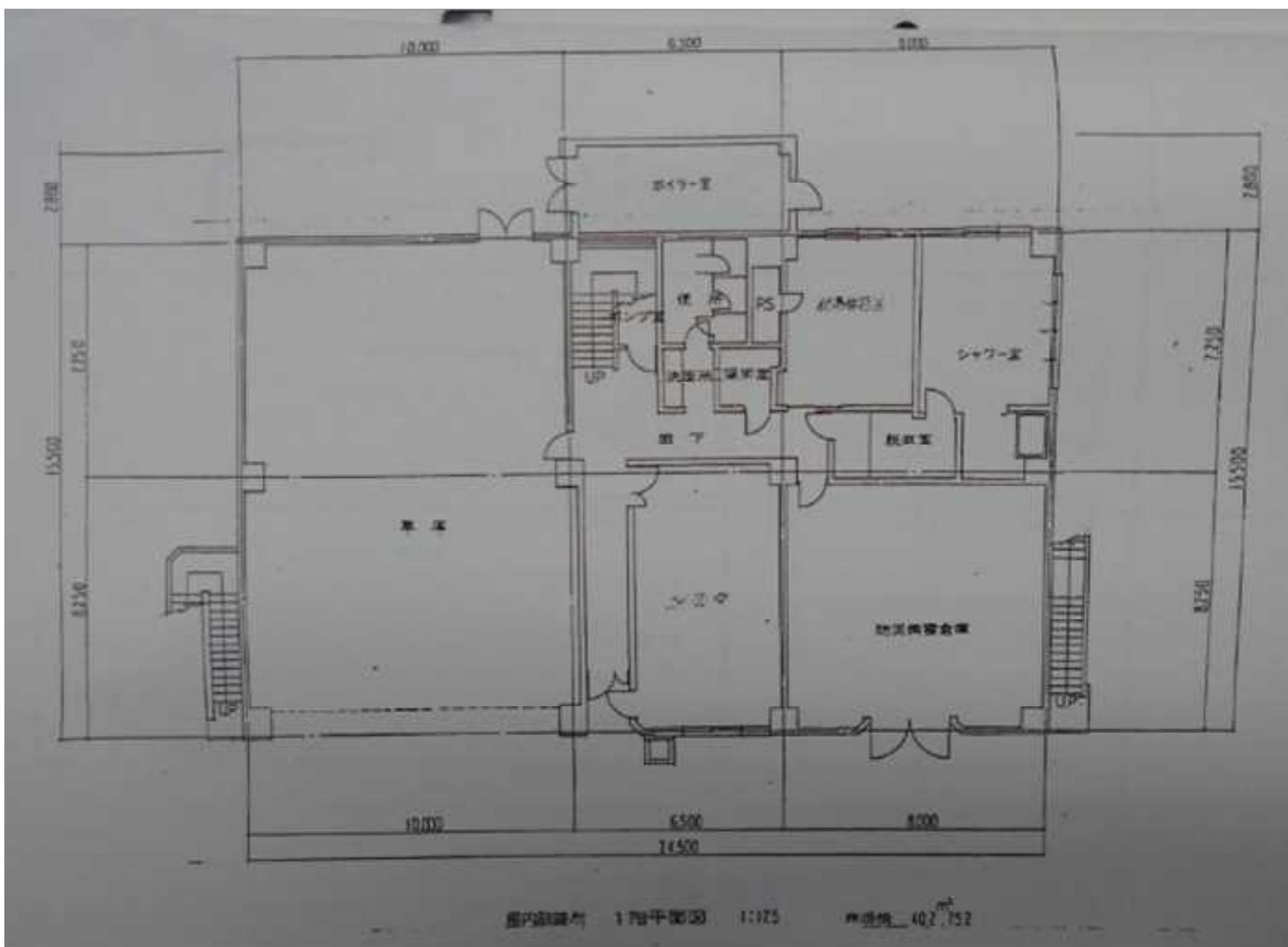
第17条 この契約について、甲乙間に紛争が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、横須賀市契約規則によるほか、その都度甲乙協議して定める。

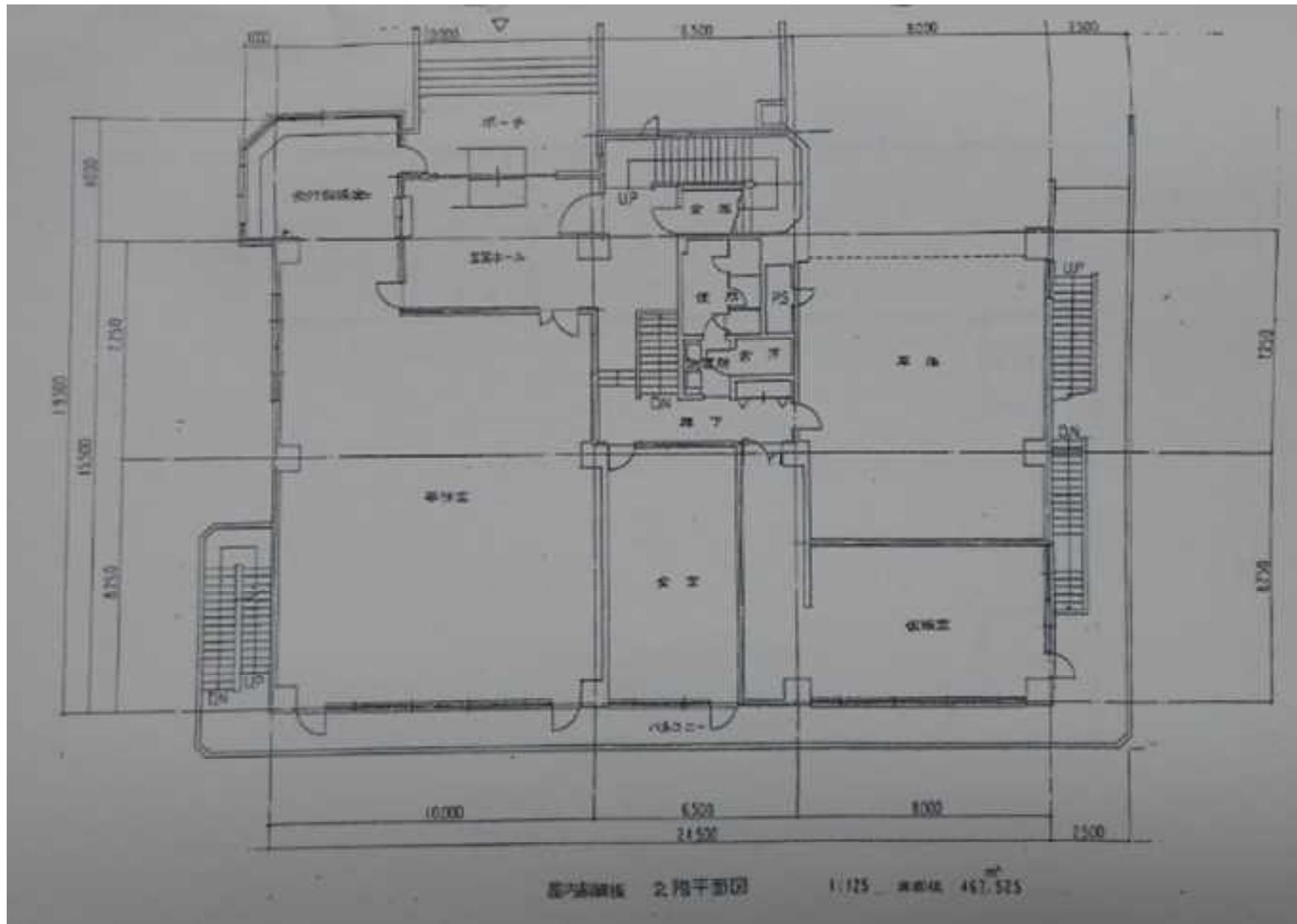
別紙「機器等設備仕様一覧」

1 空間センサー式警報装置（感熱型）

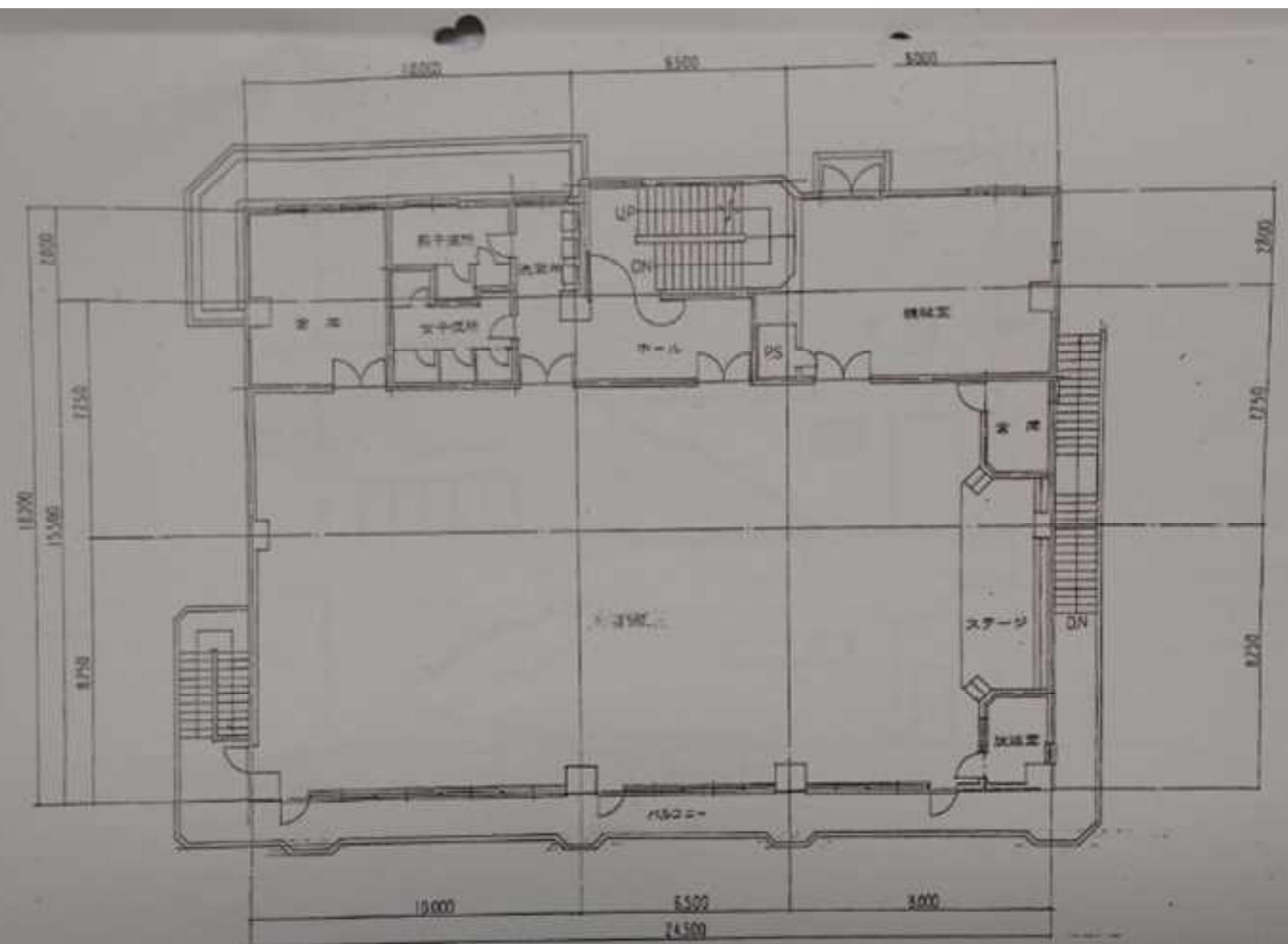
2 扉等開閉式センサー警報装置

3 窓等破壊センサー警報装置





磨内齿锯板 2.用平面砂 1.125 英寸48 467.525



第5別図 第2階平面図 1/25 内間幅 132.910

